

安城市農業委員会議事録（定例会）	
日 時	令和８年７月２４日（金） 開会 午後２時３０分 閉会 午後３時３０分
会 場	安城市役所本庁舎３階 第１０会議室
委員会を構成する委員数	法第８条による委員数 １４名 法第１８条による委員数 ２８名
出席委員数	法第８条による委員数 １４名 法第１８条による委員数 ２６名
欠席委員	天野 靖彦推進委員、鈴木 修推進委員
議長	会長 荒木 久寿
事務局	横手事務局長、渡邊事務局課長、石原係長、岩月専門主査、池田主査、兵藤主事補、青山
議事録署名者	２ 稲熊 良美 委員 ３ 杉本 哲哉 委員

会議の記録

午後２時３０分、荒木久寿会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の２名を指名

議事録署名者は ２番 稲熊 良美委員 ３番 杉本 哲哉委員

また、欠席者は ３番 天野 靖彦推進委員 ２８番 鈴木 修推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第１ 第２８号議案 農地法第３条の規定による許可申請について

上記の議題について池田主査から次のとおり説明があった。

日程第１第２８号議案、農地法第３条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号３３番から４１番の９件です。

申請内容は、賃貸借権を設定するものが２件、使用貸借権を設定するものが１件、所有権移転をするものが６件です。

受入の理由は、農耕に精進するためが５件、農業経営規模を拡大するためが４件です。

渡人の理由は、農地を管理することが困難なためが２件、相手方の要望によるためが７件です。耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第２ 第２９号議案 農地法第４条の規定による許可申請について及び日程第３ 第３０号議案 農地法第５条の規定による許可申請について

上記の議題について岩月専門主査から次のとおり説明があった。

それでは、日程第２第２９号議案、農地法第４条の規定による申請についてご説明申し上げます。

農地法第4条の規定による許可申請は、自己所有の農地を農地以外、雑種地、宅地等に転用する申請となります。

今回の申請は受付番号8番から9番の2件で、転用用途は農家住宅が1件、共同住宅敷地が1件です。

続きまして、日程第3第30号議案、農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

農地法第5条の規定による許可申請は、他人所有の農地を、転用する申請になります。したがって、所有権移転、賃借権、使用貸借権など、権利移転、設定を伴うものとなります。

今回の申請は、受付番号57番から66番までの10件です。転用施設別に見ますと、一般個人住宅が4件、資材置場が1件、自動車修理工場が1件、工場が1件、駐車場が3件です。

このうち、受付番号59番、60番及び61番につきまして、別冊の資料でご説明します。【日程第3第30号議案】と書かれた資料をご覧ください。

1ページ目と2ページ目をご覧ください。

受付番号59番と60番は関連する内容のため併せてご説明します。本案件は、受人である●●が渡人19名の所有する田を転用し、工場を設置するもの及び渡人5名の所有する田を転用し、駐車場を設置するものです。受人は、今本町に本社を置き、自動車用部品の製造を営んでおり、本社工場に加えて●●地区、●●地区に製造工場を構えています。既存施設が手狭となり新たに施設を設置する必要があるため、本申請を検討するに至りました。

資料3ページが位置図となっており、資料の中心にある赤枠で囲われた箇所が申請地となっております。隣接する公衆用道路1,292.64㎡、用悪水路484.28㎡を一体利用地として今回の申請地と合わせて利用します。

続いて4ページが申請地周辺の地目がわかる資料となっております。太い赤枠で囲われた土地が申請地です。

次に、5ページが土地利用計画となっております。周辺農地等に係る支障の有無についてですが、敷地境界部分には流出防止柵を設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。排水計画について、雨水は敷地内で集水し、調整池を通して西側既設水路に放流します。汚水は合併浄化槽で処理したのちに西側既設水路へ放流します。

資金計画については、申請者は支障なく転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

本申請地についての立地基準ですが、おおむね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地に該当するため、第1種農地に区分され、許可基準は住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置され

るものに該当するため、許可できる農地と判断しております。

続きまして、6 ページ目をご覧ください。

本案件は、受人である●●が渡人10名の所有する田を転用し、駐車場を設置するものです。受人は、●●市に本社を置き、自動車用部品の製造・販売を主に営んでおり、●●町に安城工場を構えていますが、既存施設が手狭となり新たに施設を設置する必要があるため、本申請を検討するに至りました。

資料7 ページが位置図となっており、資料の中心にある赤枠で囲われた箇所が申請地となっております。

続いて8 ページが申請地周辺の地目がわかる資料となっております。太い赤枠で囲われた土地が申請地です。

次に、9 ページが土地利用計画となっております。周辺農地等に係る支障の有無についてですが、敷地境界部分には流出防止柵を設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。排水計画について、雨水は敷地内で集水し、調整池を通して西側既設水路に放流します。

資金計画については、申請者は支障なく転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

本申請地についての立地基準ですが、おおむね10ha 以上の一団の農地の区域内にある農地に該当するため、第1種農地に区分され、許可基準は住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、許可できる農地と判断しております。

説明案件を含む5条申請いずれの転用計画についても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続きがされていることを確認しております。

今回の申請に関する現地調査につきましては、7月13日(月)に杉本哲哉委員及び神谷孝雄委員に行なっていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、次の通り質問があった。

○ 神谷美紀夫推進委員

明治用水から来ました神谷です。●●が地元ですので今回の案件について、みなさんのお考えの中でご審議いただけたらと思い質問させていただきました。

安城市では毎年25ha 以上転用されております。その主な内容は今回の議題となっております5条関係で大規模で非常に大きな面積を占めています。これ

は間違いない話でございます。そこで、今回の●●町の案件の図面を見ていただきますと、●●と●●が2つとも同じ地区です。

●●は2年位前に開発行為が出され、今工場が建っております。これが図面に表れておりません。残った農地を見ると数筆が点在しております。管理する地元は大変です。

また、皆さんの手元の書類にありますとおり、売の方は良いですが、借り手です。中間管理機構を使い、●●さんという1人の認定農業者の方が借りており、この人が全ての土地を耕作しております。それに対し、今の説明では何ら補償するという話がないまま、農業委員会にて審議されております。そのことについて教えていただきたいと思います。

中間管理機構で貸し手と借り手が契約をされてる土地が専決処分されていきます。農務課が仲を取り持って土地を取得したのですよね、専決処分で。借り手というのは、安城市が中間管理機構の制度をきちんと説明をした上で、貸し手と借り手の間に入ってやられたんです。でも、借り手としては大型農業をやろうと意気込んでやっているのにも関わらず、今回、転用になったんです。それに対して補償が少しでもあるかどうかの説明がないままで、皆さんにこれでいいですかという説明しかなかったんで、そのことについて教えてください。

○ 石原係長

ご質問ありがとうございます。

まず、本日の説明の中では、そのことについての説明ができておりませんでした。今回の説明の中では、あくまで農地法だとか法的な基準に照らして許可するかどうかという観点でご説明を差し上げました。今、ご質問いただいた中で、確かに農地中間管理機構を通じて利用権設定をされて、耕作者さんがいた中で、その農地の賃借権設定を解約した上で、それが先ほど言われた農地法の18条の合意解約の通知書っていうのを専決処分処理した上で、農地転用の許可申請が出てきて、許可基準に照らして、法的には、許可を言ってみればせざるを得ないというような状況の中で、今回申請が上がってまいりましたので、事務局としては、支障がないというような説明をさせていただいております。

実際、農業にまったく支障がないのかといたら、そんなことはないとは思いますが。補償的な部分のことについて、農業委員会がというわけではないですけど、市の農務課で、転用だとか、そういったことを理由に農地を今まで借りて耕作していた方が、返還せざるを得なくなったようなときに対して、経営を安定して引き続きやっていただくために、市独自の支援金を用意しております。今回の耕作者さんにつきましても、解約に伴って対象になるということは、担当の係から伺い聞いております。金額だとか、交付の時期だとかは今すぐお答えで

きなくて申し訳ないですが、今回ご説明の中では、繰り返しになりますけど、農地法の法律上の基準の観点でしかご説明ができていなかったです。そういった観点でご説明をさせていただきました。

○ 神谷美紀夫推進委員

ありがとうございます。ただ、今日初めて資料を渡してもらい、いきなりその検証をやっている。農業委員会というのは農業の振興や育成にも寄与しているということを謳い文句にしている中で、これだけの転用で1人の人が耕作してる場所が一瞬にして無くなってしまう。このことが本当に良いのかという話は抜きにして、農業委員会で、「この審査は違います」「今回の解約だけです」と言われると、本当にそうなのかなと疑問に思ったので、初めての会合で質問外だったかもしれませんが発言させていただきました。

ただ、部局としては、部長をはじめ、同じ部局の仲間が、皆さんがやってみえるというところでございますし、そこは横のつながりの中で、きちんと精査をした上で、またご意見をいただきたいと思います。ただ、回答だけはきちんと農業委員会も含めて具体的に回答ください。今後、どのような形でこのような営農者に対して対応をするかについては、同じ部局ですので、きちんと説明ができるような形で、取りまとめをいただくようお願いしたいと思います。

関連質問でもう1点よろしいですか。先ほど少し話しましたが、●●地区につきましては、圃場整備が終わってまだ間もないです。ただ、その中で、今この地区を安城市が工業地区として指定をするということについては、何も支障があるわけではないのですが、残った農地を見てみると、パイプラインや工業用地に沿った農道や排水路等を管理をするという前提で考えたときに、私も地元ですので、今まで工場として町内会が開発に条件をつけたことに対して、草刈りを年何回やってくださいとお願いしても、守られたケースはないです。

パイプラインも悪くなったら直せばいいが誰が管理していくのですか。安城市ですよね。安城市の農地整備課が財産として持ち、土地改良区が維持管理し、パイプライン協議会の明治用水が管理しています。

こういう状況の中で、横のつながりもきちんと持っていて、パイプラインもきちんと整備してありますよ、付け替えもきちんとできてますよ、維持管理も支障なくできているというところを、農業委員会のほうでチェックしていただければと思っております。以上でございます。

○ 石川和明推進委員

今の話については2年前か3年前の農業委員会でも諮られましたが、大規模開発に伴い犠牲を被るという話がある。それぞれの集落の中で、前回の委員さん

の中にもそういったことを承知してる人が●●地区の方でいらっしゃいました。いろいろ議論をされて、安城市が出した結果は、議会で税金の中から補償をしていくという話でした。数字は分かってませんが、何町歩以上だといくら支払うという単価表も全部出ていました。補償はされていますが、僕はそのときに、解せないと思いました。本来は開発する会社が持つべきではないかいうのをずっと言っていました。けれども、議会は税金から出せばいいと。その経緯の中には、開発がされれば税収が上がるからいいという見解の意見もありました。そういった事実があつて、補償はされていますが、それが善いか悪いかは、今さら何を言っても仕方ないかもしれませんが、そんな話じゃないかなと思います。

それから、もう1つ、今の開発に伴って、側溝だとか排水路の法面や、道路の法面が未舗装のままになってしまう問題です。この件に関しても、議会のほうに提案をしています。環境保全会に話をするようなケースが起きたものがありました。それは環境保全会ではなくて開発をされたところがすべきであるし、維持管理課がやっておくべき。それを保全会のほうに話をするようなことは本末転倒だということで僕も今議会のほうに提案し、なんとかして欲しいという話をしているのが現状です。以上です。

○ 杉浦泰明推進委員

ずいぶん大きな転用ということで、地元への説明とか、耕作者への説明をした中で出た意見があればお聞かせください。

○ 石原係長

農業委員会事務局としては、説明会だとかの場には出ていなくて、開発者側が説明していただくべきものだと思いますので、開発者側が、地元の説明等はしていただいているものと承知をしておりますが、申請書の中にも隣地所有農地所有者等につき、本計画説明済みというようなことは書いてはありますが、農業委員会事務局としては、説明会での内容については承知しておりません。

○ 杉浦泰明推進委員

ありがとうございます。これだけ従業員用の大きな駐車場ができますと、大抵、農道のほうに車が溢れてきます。幹線道路を通って通勤するように指導をお願いします。たった1人の方が、1人で背負い込んでいるので、フォローアップをお願いしたいです。営農継続支援金（農業経営安定化支援金）というのも、新しい制度として市が頑張って作ってくれたものかもしれませんが、制度が新しくできたことを、若い農家さんに説明しても、「僕たちは安心して耕作できる土地が欲しいです」と。「お金をもらっても一時のものだから、今まで頑張って、堆

肥を入れて耕してきた土地のほうが欲しいです」と何人かに聞いたけど、100パーセントそうやって答えられます。ここの田んぼも、●●君が山のように、堆肥を入れて、やっていたことを思い出します。

昨日、●●のホームページを見ましたが、地域との調和とか、環境とか、そういったきれいな言葉が並んでいますので、地元の若い農業者の方たちとも、一緒に気持ちを分かち合って、やっていってほしいなと思います。

一番お願いしたいのは営農継続支援金（農業経営安定化支援金）を、もう少し考え直して欲しいのでよろしくお願いします。

○ 横手事務局長

いろいろ、ご意見いただきましてありがとうございます。今まで農地であったところが大規模開発されて工場等になるということで、周辺の住民のみなさんや耕作者の方に大変ご迷惑をおかけしております。

杉浦委員からお話があった営農継続支援金（農業経営安定化支援金）は一昨年前ぐらいから制度化されております。それは安城市単独の支援で、一時的ではございますが、支援金を出していることは事実でございます。その見直しということも、ご意見として承っておきます。また、具体的にご意見がありましたら事務局のほうに話を持ってきていただければと思います。

環境保全会が周辺農地のあぜ草や農道や排水路等を管理してくださっていますが、基本的に工場用地になったところはその工場や会社が管理するところですので、その部分についてしっかりやられてない。あとは路上駐車を出すとかいうようなことがございましたら、市の商工課にあります企業立地推進室というところが大規模開発に伴う工業用地を扱っておりますので、そちらにご意見をいただければ、私どもが対象の会社にお伝えするということをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○ 神谷美紀夫推進委員

何も、開発行為そのものに私も反対してるわけでございません。

この案件についての中身については、皆さんが審査していただいた通りで、別に、何ら支障があると思っているわけでございません。ただ、農業委員会の姿勢として、本当に農業を育成するという、または保全するという立場から言ったときに、もう少し突っ込んだ議論を部内、課内でしていただいて、この意見を吸い上げていただきたいという意見だけですので、この件については何ら支障があると思っておりません。

○ 杉浦泰明推進委員

中身についてもお聞きしたいのですが、本当にこれだけの面積が必要なんですか。●●インターのところに●●が来てたくさんの農地を転用しましたが、工場として半分ぐらいしか活動していないような気がします。営農継続支援金(農業経営安定化支援金)制度ができた後で転用していたら、●●の方たちも、もう少し楽ができたのではないかと思います。ここの農地がこれだけ全部本当に必要で、開発行為がすぐに全部始まるのかについて教えてください。

○岩月専門主査

添付されてる事業計画書を見ますと、●●につきましては、工事の計画で令和9年の1月に着工予定。駐車場も工場も令和10年の9月末に完了予定となっております。

●●につきましては、令和8年11月に駐車場の着工予定となっており、令和9年の4月末に完了予定となっておりますので、両社とも来年中には工事が完了する計画となっております。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4報告第7号、専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第4報告第7号専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。この手続きは市街化区域の農地で、農地所有者が転用する場合、農業委員会に届け出るものです。

今回の届出は、受付番号6番から7番の2件です。転用行為別にみますと、駐車場の設置が1件、共同住宅の建築が1件です。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

この手続きは市街化区域内の農地で、農地所有者以外が農地を買い受け、または借り受けて転用する際に届け出るものです。

今回の届出は、受付番号26番から31番の6件です。

転用行為別に見ますと、共同住宅の建築が1件、分譲用宅地用地が1件、住宅の建築が4件です。

続きまして、農地法第18条の合意解約についてご説明申し上げます。

この手続きは、農地の賃貸借契約または使用貸借契約の解約について、貸主と借主が解約することに合意した場合は、農地法第18条に基づいて農業委員会に通知書を届け出るものです。今回の申請は62番から94番の33件です。

解約理由別に見ますと、売却するためが３３件です。

最後に、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況についてご説明申し上げます。今回は、平成１８年に相続開始となった該当地について、現地調査を行った結果、自ら所有し、適正に耕作、保全がなされているが３件、利用権設定をしたため自ら農業の用として使用しなくなったが１件です。以上、税務署に回答しております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

○ 神谷美紀夫推進委員

今の説明の中で、再度申し入れをさせていただきたいのは、専決処分をされたことについて、何ら異議を申すものではございません。

同じ地域の人との賃貸借契約を解約することについて、何ら支障がないと合意されていますけど、本心は全く違うところにあると思っています。借り手の●●さんに対してどういう対応をするか、話すらないまま農業委員会に諮るまでもなく先に手続きをされていることについては、せめて●●さんに対して農業委員会としてこういう内容を考えていますという説明の下にやっていただけたらと思います。●●さんに限らず今後も含めてお願いします。意見ではございません。よろしくお願いします。

○ 石原係長

この件に関しては、事務局としても解約を進める際は説明をさせていただきたいと思います。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について石原係長から次のとおり説明があった。

１ 農地パトロール（利用状況調査）について

定例会資料の１ページをご覧ください。

令和８年度の農地パトロールについてご説明いたします。

農地パトロールは毎年の定例業務になります。今回から初めての委員の方もいらっしゃいますので、詳細は定例会の後の研修会で説明させていただきますが、定例会では概要を簡単に説明させていただきます。

では始めに、(1)の農地パトロールを行う目的ですが、優良農地の確保とその有効利用の促進を図っていく、ということが主たる目的となります。また、農地法において、農業委員会は農地の利用状況調査を行うことが義務付けられております。

このため、農地パトロールを利用状況調査と位置付け、不耕作地の実態把握と発生防止、解消対策、農地の違反転用の早期発見、防止対策等について重点的に取り組みを行っています。

続いて(2)の実施の対象です。こちらは昨年度と変更ございませんが、まず①の不耕作地については、市内すべての農地を対象に資料のAまたはIの状態の農地の所有者に対し、指導を行っていく予定です。

次に、②の違反転用につきましては、基本的には農業振興地域内の農用地区域、いわゆる色地を主な対象として調査を実施します。具体的には無許可で建築物・駐車場や資材置場等に使われている農地の所有者に対し、指導を行っていく予定です。

続いて(3)の実施方法ですが、昨年と同様タブレットを用いて実施することとさせていただきます。

タブレットの操作に関しても定例会後の研修会にて説明をさせていただく予定ですのでよろしくお願いいたします。

続いて(4)のスケジュールについて簡単にご説明申し上げます。

まず本日以降から8月21日までに、市内全域の農地の状況を調査していただきます。その後、委員の皆様からいただいた報告を基に、事務局にて確認を行ったのち、9月の農業委員会にて皆様に報告させていただきます。その後、指導対象の土地所有者には10月上旬に指導文書を送付させていただく予定をしております。その後は1か月ほど是正期間を置きまして、11月上旬から再度委員の皆様には指導した農地を対象にタブレットを用いて現地確認を実施いただくとともに、未だ改善されていない農地所有者に対して、可能な限りで是正指導をしていただきたいと思います。その結果を12月の農業委員会にて、皆様に最終報告をさせていただき、未改善の指導対象農地につきましては、再度指導文書を送付する形になります。

ここまでが農地パトロールの一連の流れとなります。

なお、タブレットを使用していますと、まれに、地図の情報と地番の情報がうまく紐づけできておらず、土地所有者の情報が見られないことがあります。そのような場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

また、本日お配りしますタブレットについては、パトロールの期間後も皆様のご自宅で保管していただき、日々の委員としての活動においてご活用いただければと思います。

また、このページの下段には「不耕作地」や「遊休農地」という言葉について、わかりやすいように図でまとめております。次の3～5ページには、10月上旬に送付する指導通知のサンプルを載せております。3ページは「不耕作地」の所有者に対する指導通知です。地区担当の推進委員と農業委員のお名前を記載させていただく予定です。4ページは「不耕作地」の指導通知に添付する「農地における利用の意向の確認書」です。5ページは「違反転用農地」に対する指導通知となっております。

例年大変暑いなかでの現地調査となり大変恐れ入りますが、今年度も農地パトロールの実施についてご協力をいただきますようお願い申し上げまして、この件についての説明は以上とさせていただきます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2 タブレットの運用基準及び貸出について

上記の協議依頼事項について池田主査から次のとおり説明があった。

タブレットの運用基準および貸出について説明をさせていただきます。

本市の農業委員会では、令和6年度から主に農地パトロールにてタブレットも活用しております。今後も農地パトロールをはじめとして、農業委員会業務でのタブレット活用に取り組んでまいりたいと思っておりますので、委員の皆様には、本日から概ね任期満了までの間、タブレットを貸出をさせていただきます。貸出にあたりまして、タブレットの使用に関して必要事項を定めたものを、運用基準として整理をさせていただきましたので、定例会資料の6ページ、右肩に資料2と書かれたページをご覧くださいと思います。運用基準につきましては、すべての説明は省略をさせていただきますが、運用にあたり特に注意していただきたい点を厳守事項として定めておりますので、そちらを説明させていただきます。

では8ページをご覧ください。

1番、こちらはお願いだけになりますが、タブレットの利用にあたっては、この運用基準を遵守いただいた上で、適切に管理していただきますようお願いできればと思っております。

続きまして2番、タブレット端末は家族を含む第三者に対して貸すことがないようにお願いをいたします。また、アプリ等の、ログインIDとかパスワードの管理について、もしIDやパスワードをメモ等で記録をしておく、という必要があれば、そのメモ等についても人目がつかないようなところで管理をして

いただきますようお願いいたします。

続きまして3番です。有料サイト等の登録などで、料金が発生されるような使い方をしないようお願いいたします。意図的に有料サイトの登録等でもし課金がされたような場合に関しては、使用者が負担していただくことになりますので、ご承知おきいただければと思います。

続きまして4番、会議中のタブレットの利用についてですが、現時点で農業委員会の会議中にタブレットを使うようなことはないと思いますが、今後使用するようなことがあれば、会議の妨げとならないようご注意ください。

続きまして5番です。農業委員会活動以外でタブレットを利用しないようにしてください。特にタブレットを通じてSNS等で、情報発信などをすることがないようにお願いいたします。

続きまして6番、紛失、盗難、故障等が発生した場合については、早急に事務局にご連絡をお願いいたします。

特に紛失した場合につきましては、事務局で最後にタブレットが起動された場所を、確認をすることができますので、紛失が疑われる場合は早急に、事務局までご連絡をいただければと思います。また、あまりにも重大な過失が認められる場合の修理費等は、使用者に負担をお願いすることも想定をしておりますので、適切な管理をお願いできればと思います。

続きまして7番、私物のUSBなどの、記録媒体をタブレットに接続をしないようお願いいたします。

8番です。タブレットを介して取得したデータは、個人情報の有無を問わずに、第三者に譲渡をしないようお願いいたします。

最後9番になります。個人情報の入ったデータは、特に、慎重に取り扱っていただきますようお願いいたします。農業委員会業務は個人情報を含む内容を扱うことが多いと思いますが、委員の職を退いたあとも含め、外部に漏らすことがないようにお願いいたします。

以上となります。本日からタブレットを貸出させていただくにあたり、委員の皆様のお手元にA4用紙1枚で、「貸与端末機借用申請書」というものを配布させていただきます。この用紙の一番下に、シリアル番号とタブレット番号という記載がありますが、そのタブレット番号が、皆さまに配布してあるタブレットと充電器に貼ったシールに記載した番号が一致しているかどうかをご確認いただいたうえで、借用申請書の「申請者」の欄に名前を記載いただいて、本日お帰りの際に机の上に置いておいていただければと思っております。よろしくようお願いいたします。説明は以上です。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

引き続き、連絡・報告事項について石原係長から次のとおり説明があった。

1 農地パトロールの町内会への周知について

1 1 ページ、資料 3 をご覧ください。

先ほどご説明いたしましたとおり、不耕作地及び違反転用農地の解消のため、農地パトロールを実施しますので、近々農業委員会が現地立ち入りを行うことについて、市民の皆様にも周知するとともに事前の理解を得るために、各町内会長あてには 7 月上旬に、資料 3 の文書を回覧していただくよう依頼をしております。併せまして、広報あんじょうの 7 月 1 日号でも、同様の趣旨で記事を掲載したことをご報告いたします。

2 農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会について

資料はありませんので、次第の記載事項のみでご説明いたします。この研修会は、愛知県農業会議の主催で、県内を 3 地区に分けて毎年 9 月ごろに開催されているものです。

今年度は、9 月 8 日（火）の午後 1 時 30 分から知立市のパティオ池鯉鮒にて開催するとの通知がありましたので、ご予約をいただきますようお願いします。

市のマイクロバスで送迎をさせていただき準備を進めておりますが、来月の農業委員会にて、改めてこの件についての詳細をお知らせするとともに、全員の方に対しまして、市のバスに乗られるか、自家用車を利用されるか交通手段などの確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

3 配付物

のうねん 7 月号を配付いたしましたので、ご活用ください。

次第にはございませんが、お願い事項がございます。

先日の 22 日にお配りさせていただいた情報提供のための同意書を、ご提出いただいた方につきましても、一旦お返しをさせていただいております。本日、この定例会が始まる前の運営委員会の中で、推進委員の皆さま、それから先日の研修会でも話させていただきました意見書、申請書に添付、農地転用の許可申請書等に添付するための意見書を書いてくださいということで、開発者側が依頼に来ると思われま。

それに合わせまして、3 年に 1 回の改選に合わせて、推進委員さんのご連絡先の名簿を行政書士会の碧海支部というところに提供させていただいております。

前回までは、お名前と担当地区とご自宅の固定電話の番号を一覧にして、行政書士会の碧海支部に情報提供させていただいておりましたが、先ほど開催した運営委員会の中で、固定電話だとなかなか出られない方もいらっしゃるのではないかというご意見もありましたので、ご連絡先として提供するのに優先順位を伺いたいと思います。まだ先日ご提出いただいてない方につきましては、できれば本日ご記入いただいたうえで、すでにご提出いただいている方につきましては、一旦ご返却させていただいているので、その固定電話と携帯電話の番号のところに、優先順位を書きいただきたいと思います。①、②という形で結構ですので、固定電話が①で、携帯電話が②とか、そのような形で記入をお願いします。携帯電話はあるけど、固定電話だけのほうでお願いということでしたら、①だけ書いていただいても結構です。口頭だけの説明で分かりにくいかもしれませんが、優先順位の①、②を付けていただいたうえで、もう一度、本日机の上に置いておいていただければ結構ですので、ご記入をお願いいたします。

あわせまして、農業委員の皆さまにつきましても、事務局等から連絡をさせていただくこともありますので、優先順位の①、②を付けていただいて、机の上に置いておいていただけると助かります。

繰り返しになりますが、先日のときにご提出をお願いいたしました同意書と合わせて、報酬等の5,000円の積立のための委任状やまだご提出いただいてない方がいらっしゃいましたら、合わせてご記入いただいて、机の上に置いておいていただけると助かります。

4 次回予定

8月24日（月）午後2時30分から第4会議室で運営委員会を、午後3時30分から第10会議室で定例会を、午後4時30分から第10会議室で研修会を開催します。次回の研修会は、農振除外と農地転用などについて説明させていただくことを予定しております。

また、午後5時30分からは、第26期の農業委員会新体制における初めての懇親会をすず岡で開催する予定です。市長にもご参加いただく予定でございます。欠席される場合は、8月17日（月）までに事務局へご連絡ください。連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時30分、議長は閉会を宣する。